

議員提出議案第3号

長門市議会委員会条例の一部を改正する条例

令和7年3月21日提出

提出者 長門市議会議員 林 哲也

賛成者 長門市議会議員 吉津 弘之

賛成者 長門市議会議員 田村 大治郎

賛成者 長門市議会議員 綾城 美佳

賛成者 長門市議会議員 ひさなが 信也

長門市議会委員会条例の一部を改正する条例

長門市議会委員会条例（平成17年長門市条例第218号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
目次	目次
第1章 総則(第1条-第19条)	第1章 総則(第1条-第19条)
第2章 審査(第20条-第41条)	第2章 審査(第20条-第41条)
第3章 発言(第42条-第50条)	第3章 発言(第42条-第50条)
第4章 表決(第51条-第55条)	第4章 表決(第51条-第55条)
第5章 秘密会(第56条・第57条)	第5章 秘密会(第56条・第57条)
第6章 公聴会(第58条-第63条)	第6章 公聴会(第58条-第63条)
第7章 参考人(第64条)	第7章 参考人(第64条)
第8章 委員会の記録(第65条-第67条)	第8章 委員会の記録(第65条-第67条)
第9章 規律(第68条-第70条)	第9章 規律(第68条-第70条)
第10章 補則(第71条・第72条)	第10章 補則(第71条・第72条)
附則	附則
本則	本則
第2章 審査 (動議の撤回)	第2章 審査 (動議の撤回)
第27条 提出委員が会議の議題となった動議を撤回するときは、委員会の許可を得なければならない。 <u>ただし、会議の議題となる前において、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。</u>	第27条 提出委員が会議の議題となった動議を撤回するときは、委員会の許可を得なければならない。 _____
第3章 発言 (委員外議員の発言)	第3章 発言 (委員外議員の発言)

第 45 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があるときは、委員でない議員（以下この条において「委員外議員」という。）に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決定する。

第 6 章 公聴会

（意見を述べる者の申出）

第 59 条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と申出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 63 条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

（公述人の決定）

第 60 条 （略）

2 事前に申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（代理人又は文書等による意見の陳述）

第 63 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第 8 章 委員会の記録

（委員会の記録）

第 65 条 （略）

2 （略）

3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

第 45 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があるときは、委員でない議員_____

_____に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決定する。

第 6 章 公聴会

（意見を述べる者の申出）

第 59 条 （略）

（新設）

（公述人の決定）

第 60 条 （略）

2 事前に申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第 63 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第 8 章 委員会の記録

（委員会の記録）

第 65 条 （略）

2 （略）

（新設）

<p>第9章 規律</p> <p>(携帯品)</p> <p>第68条 委員会室に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、<u>病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって委員長にあらかじめ届け出たものについては、</u>この限りでない。</p> <p>(資料等の配付許可)</p> <p>第70条 委員会室において、<u>資料等を配付</u>するときは、委員長の許可を得なければならない。</p>	<p>第9章 規律</p> <p>(携帯品)</p> <p>第68条 委員会室に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、<u>病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、</u>この限りでない。</p> <p>(資料等印刷物の配付の許可)</p> <p>第70条 委員会室において、<u>資料、文書等の印刷物を配付</u>するときは、委員長の許可を得なければならない。</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。